

就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

1 援助を受けることができる方

八峰町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、生活保護を受けている方と町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方に限ります。

2 援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費

3 申請方法

所定の申請書により学校教育課（八峰町文化交流センター「ファガス」）へ申請してください。※学校経由の申請もできます。

申請書は学校教育課及び各学校にあります。

4 添付書類（平成26年1月1日現在、八峰町に住所がない場合）

平成25年分の所得を証明する次のいずれかの書類

- ・源泉徴収票（写し可）
- ・所得税の確定申告書控（写し可）
- ・町県民税申告書控（写し可）
- ・課税証明書（平成26年6月中旬以降発行のもの）

（平成25年分課税証明書は、平成26年6月中旬以降にならないと各市町村で証明できません。）



5 申請期間

4月1日から受け付けます。

5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。

6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。

6 援助費の支給

認定・不認定の決定については、後日通知します。

また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。

（保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。）

7 その他

前年度に認定された方も申請の手続きが必要（毎年度申請）となります。

■問合せ先 八峰町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎77-2816

建設課からのお知らせ

平成26年5月分から 水道料金と下水道料金が変わります

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、上下水道料金に変更となります。

4月分の料金は3月に使用した水量の検針結果により算定されているため、これまでどおりとし、4月に使用した水量の検針結果により算定される5月分の料金から変更となります。

水道料金	これまでの料金 (4月分まで)	変更後の料金 (5月分以降)
基本料金 (メータ口径13mm、10㎡まで)	1,220円	1,250円
超過料金 (10㎡を超える1㎡あたりの料金)	136円	140円

※水道メーターの口径により、基本料金は異なります（φ20mmの場合は、1,260円など）。

下水道料金	これまでの料金 (4月分まで)	変更後の料金 (5月分以降)
基本料金 (10㎡まで)	1,575円	1,620円
超過料金 (10㎡を超える1㎡あたりの料金)	157円	162円

※10円未満の端数は切り捨てられます。

■問合せ先 八峰町建設課 上下水道係 ☎76-4610

交通遺児等貸付制度・重度後遺障害者介護料支給制度のお知らせ

NASVA（ナスバ）自動車事故対策機構では、自動車事故被害者の方への「交通遺児育成資金」の無利子貸付、事故による重度後遺障害者の方への「介護料」の支給を行っています。自損事故、他損事故を問いません。

交通遺児等貸付制度（無利子貸付）

- 対象者
自動車・バイク事故が原因で亡くなられたり重度の後遺障害が残った方の義務教育終了前までの子ども
- 申込者
対象者を扶養している保護者（市町村民税を免除又は均等割のみを納付されているご家庭などに限られます）
- 貸付額
一時金：155,000円
中学校卒業まで毎月：20,000円
小・中学校入学支度金：44,000円
- 返済期間 20年以内

重度後遺障害者介護料支給制度

- 対象者
自動車事故により、脳・脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害により日常生活動作について常時又は随時介護を必要とされる方
- 支給額
常時介護を必要とされる方
月額：58,570円～136,880円
随時介護を必要とされる方
月額：29,290円～54,000円

■問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構
秋田支店 ☎018-863-5875